

第12回船橋市地域災害医療対策会議

会議録

日 時：令和7年3月27日（木）

13時30分～14時30分

場 所：保健福祉センター3階

中央保健センター歯科健診室、保健学習室

開会 13時30分

○司会（檜館健康危機対策課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまより第12回船橋市地域災害医療対策会議を開催いたします。ご出席の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます健康危機対策課の檜館でございます。まず、委員の皆様の出欠でございますが、赤岩委員、高橋強委員、五十嵐委員、宇佐見委員、原楨委員につきましては、所要のため欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。なお、船橋警察署から石山様、船橋東警察署から馬淵様、陸上自衛隊第1空挺団から池上様にご参加いただいております。

本日の会議につきましては、1時間半程度を予定しておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと存じます。

では始めに、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしております本会議の次第、「資料1 第12回船橋市地域災害医療対策会議」、「資料2 令和6年度災害医療対策事業報告書」、「資料3 船橋市の災害医療対策」、「資料4 病院前救護所設置・運営訓練実績（二巡目）」、「資料5 令和7年度災害医療対策事業計画書（案）」、「資料6 通信機器概念図」、座席表、本会議の要綱、委員名簿です。

資料が不足している場合には、挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、令和6年度に入って、新たに選任されました委員のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿に沿ってお名前をお呼びいたします。一般社団法人船橋市医師会の鳥海正明様です。一般社団法人船橋薬剤師会副会長の馬場勲様です。以上でございます。

委嘱状は、選任された時点で各委員の皆様へ郵送により交付させていただいております。市側の出席者につきましては、座席表に記載のとおりでございます。

それでは、次第に従い議事を進めてまいります。今年度、本会議の会長であった寺田委員の退任に伴い、会長が不在となっているため、「船橋市地域災害医療対策会議設置要綱」第4条第3項に基づき、会長が選出されるまでの間、梶原副会長に議事進行していただきたいと思います。梶原副会長、よろしく願いいたします。

○梶原副会長

それでは改めまして、議事の進行に移らせていただきます。よろしく願いいたします。議題に入る前に会議の公開非公開に関する事項について皆さまにお諮りいたします。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

○司会（檜館健康危機対策課長）

会議の公開・非公開についてご説明いたします。本市においては「船橋市情報公開条例」及び「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」に基づき、会議の概要及び議事録

を原則として公開とさせていただいております。また、本日の会議につきましては、傍聴人の定員を5名とし、事前に市のホームページにおいて、開催することを公表いたしました。傍聴人がいる場合には「公開事由の審議」の後に入場していただきます。以上です。

○梶原副会長

それでは、会議の公開事由の審議をお願いしたいと思います。事務局よりご説明させていただきます。

○司会（檜館健康危機対策課長）

当会議につきましては「個人情報等がある場合」または、「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」などを除き、原則として公開することとなっております。また、議事録については発言者、発言内容も含め全てホームページ等で公開されます。

本日の議題については、個人情報等は含まれておりません。また、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは無いものとして、公開として差し支えないものと考えます。ご説明は以上となります。

○梶原副会長

説明のとおりですので、この会議は公開とし、会議の議論の内容によって、非公開の事由にあたるおそれがあると判断した場合は、改めて皆様にお諮りするものとさせていただきます。皆さまいかがでしょうか。

（異議なしと声）

○梶原副会長

「異議なし」ということですので、本日の会議は公開といたします。また、本日は傍聴の希望者が1名いるとのことですので、傍聴人に入室いただいでください。

（傍聴人入室）

○梶原副会長

傍聴人におかれましては、「傍聴に際しての注意事項」をお守りいただきますようお願いいたします。それでは、これから議題に入らせていただきます。

議題1 会長の選出について

○梶原副会長

議題1です。早速ですが会長の選出に入りたいと思います。「船橋市地域災害医療対策会議設置要綱」第4条第1項の規定により、会長は委員の互選となっております。ご推薦がございましたらお願いいたします。

○杉山委員

会長には、災害時の医療救護等の内容に関する会議ですので、船橋市医師会会長の鳥海委員が適任だと思いますのでご推薦いたします。よろしくお願いいたします。

○梶原副会長

ただいま、会長には鳥海委員をとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なしと声)

○梶原副会長

ご異議がないものと認めまして、鳥海委員を当会議の会長に選出することに決定いたします。それでは、鳥海会長よりご挨拶をいただきたいと思います。鳥海会長、よろしくお願いいたします。

○鳥海会長

スムーズにご推薦いただき、ありがとうございます。謹んでお引き受けさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、会議次第に従いまして、「議題2. 令和6年度の活動実績について」の説明を、事務局よりお願いします。議題2の(1)～(4)については関連がありますのでまとめて報告をお願いします。

議題2 令和6年度の活動実績について

○事務局(齋藤健康危機対策課長補佐)

健康危機対策課長補佐の齋藤と申します。それでは、「議題2. 令和6年度の活動実績について」のご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。令和6年度に検討を進めたフェーズについては、図のとおりとなりますが、まずは「災害医療対策本部について」、今年度は災害医療対策ハンドブックを11月に策定しました。次に、病院前救護所については、2巡目の訓練を5病院で実施し、被害想定をより厳しくした上で訓練に取り組みました。最後に巡回及び地域

医療の回復・保健活動については、次年度に向けて具体的な方法を検討する上で、今年度は課題の整理を行いました。4ページをご覧ください。

続きまして議題2の説明をさせていただきます。まず、(1)令和6年度の災害医療対策事業全体の報告をさせていただき、引き続いて(2)～(4)についてもまとめてご説明させていただきます。

令和6年度災害医療対策事業報告でございます。こちらについては、令和6年度災害医療対策事業報告書に基づいてご説明をいたします。資料2をご覧ください。

まず事業の実績についてご説明いたします。(1)の会議につきましては、船橋市地域災害医療対策会議を令和7年3月27日に開催しております。こちらは本日開催の会議となります。続きまして、同会議の医療部会についてです。こちらは7月と12月に合計2回開催をしております。医療部会では、災害医療対策本部についてご意見をいただきました。また、病院前救護所に係る報告や災害時情報共有システムによる薬局の開設状況や参集可能者の把握等について、共有を図りました。

ページをめくっていただきまして、③災害医療協力病院及び保健所の意見交換会を6月に開催いたしました。意見交換会の中では、「令和6年能登半島地震のDMAT活動報告及び活動を踏まえた船橋市での備え」の演題にて災害派遣医療チーム(DMAT)医師からの講話により災害時の対応事例を共有するとともに、各病院の病院前救護所の訓練の状況や、保健所だけではなく、他病院の災害医療担当者に対して聞いてみたいことなどを意見交換いたしました。

続きまして(2)の訓練についてですが、病院前救護所設置・運営訓練を5回、災害医療対策本部運営訓練を2回行いました。

まず、病院前救護所設置・運営訓練について、令和6年9月に千葉徳洲会病院、10月には、船橋中央病院、11月に船橋二和病院及び板倉病院、2月に東船橋病院にて訓練を実施しました。

災害医療対策本部運営訓練については、令和6年11月に総合防災訓練に併せ、板倉病院前救護所訓練と同時並行で訓練を行い、災害医療対策本部会議の運営や災害医療協力病院(板倉病院)・医療センターとの情報伝達訓練を実施しました。令和7年1月には全庁的な取り組みである災害対策本部図上訓練の中で災害医療対策本部運営訓練を実施し、災害対策本部会議の実施や災害対策本部からくる様々な課題に対して、災害医療対策ハンドブックを基に災害医療対策本部各班の活動を実践しました。

続きまして(3)のその他訓練についてですが、こちらは1回実施してございます。令和6年9月に政府主催、千葉県企画にて、大規模地震時医療活動訓練を実施し、全国のDMAT等が市立医療センターに集まり、東葛南部活動拠点本部の体制構築やEMISから付与された市内医療機関の情報収集を行い、適切な支援につなげる訓練を実施しました。また、市としては災害医療対策本部からのリエゾンとして訓練に参加しました。

続きまして、2の検討事項及び成果についてですが、概要についてはこちらの報告書の方でご確認いただく事として、資料1を利用して少し詳しく説明をさせていただきました

と思います。後ほど資料1の6ページからご覧いただき、ご説明いたします。

続きまして、3の災害医療に係る周知・啓発活動の実績についてですが、令和6年10月には、全病院長会議の場をお借りして、11月には、広報ふなばしや健康まつり・総合防災訓練にてリーフレットを用いて、病院前救護所体制等の周知を行いました。令和7年3月にはX（旧ツイッター）にて、東日本大震災の日に併せて病院前救護所体制等の周知・啓発を行いました。

以上で資料2の説明を終わります。続いて資料1の6ページをご覧ください。

まずは、災害医療対策本部に関することとして、スライドに記載の内容についてご説明します。7ページをご覧ください。

まずは「船橋市の災害医療対策ハンドブック」を11月に策定いたしました。このハンドブックは、全国標準の業務一覧をベースに作成しており、「船橋市地域災害医療対策会議医療部会」にて、委員のご意見をいただきつつ作成をいたしました。次ページ以降で内容について簡単にご説明しますので、8ページをご覧ください。

このスライドに記載の内容はハンドブックの全体構成を示しております。本ハンドブックの目的及び位置づけに始まり、千葉県と船橋市との役割分担に続き、災害医療対策本部全体の活動の概要について記載しております。そのあとに、災害医療対策本部を構成する各班が具体的にどのように活動するのかの詳細を記載しております。9ページをご覧ください。

各班の具体的な活動については、どの班が何をするのかを最初に明確にし、その後に当該業務を遂行するための手順を詳細に記載しており、訓練等で当該業務を行ったことがない者が業務を遂行する際にも活動できるような記載とすることを心掛けました。10ページをご覧ください。

②ハンドブックに基づいた災害医療対策本部運営訓練の実施についてです。11月にハンドブックを策定しましたので、その実効性や課題等を検証するために、11月と1月に当該ハンドブックに基づく訓練を実施しました。特に11月の訓練においては総合防災訓練の中で、災害医療対策本部と病院前救護所を同時に立ち上げる訓練を初めて実施しました。11ページをご覧ください。

11月に実施した船橋市総合防災訓練の概要については記載のとおりですが、市内の公共施設等においても防災訓練が実施されましたので、各会場にて資料3として配布しております「船橋市の災害医療対策」をお配りし、周知・啓発を実施いたしました。12ページをご覧ください。

災害医療対策本部運営訓練では、本市に大きな被害を及ぼす恐れのある地震を想定し、発災時に実際に使用するツールを用いた情報伝達を行うなど、発災時の活動の実践や検証を行うことを目的に設定しました。13ページをご覧ください。

訓練の概要については記載のとおりですが、今回の訓練の最大のポイントは以上の内容について、訓練運営以外には課題の内容や対応策を事前に周知せずハンドブックの記載を頼りに考えて実践するブラインド型で実施した点にあります。14ページをご覧ください。

ださい。

訓練の状況について簡単にご説明します。災害医療対策本部会議の様子です。保健所長や災害医療コーディネーターや四師会の代表者が一堂に会し、被害状況の共有や各班の活動状況、今後の対応方針等について参加者全員で共有しました。15ページをご覧ください。

本部の情報についてはクロノロジーとしてすべて時系列に沿って記録されます。右の写真は、4師会の先生方が医療機関の状況を確認し、支援チームをどのように編成するかを検討している場面になります。16ページをご覧ください。

板倉病院から水の支援要請を受けたため、昨年度導入した衛星携帯電話を利用し、市災害対策本部へ支援要請を行っている場面です。17ページをご覧ください。

先ほどご説明したクロノロジーです。災害医療対策本部に入ってきた情報について、いつ、誰から、誰が、どんな情報を受けたのかを記載することで、活動者が変わっても、活動経過を把握することができます。18ページをご覧ください。

こちらは保健活動支援班にて使用したクロノロジーになります。続きまして20ページをご覧ください。

1月には市全体の災害対策本部図上訓練が開催され、これに併せて災害医療対策本部運営訓練を、市職員のみで実施しました。こちらの訓練につきましても、記載のとおりの内容を11月実施の訓練と同様にブラインド型で実施しました。活動内容については事前に資料をお配りしておりますので、説明は省略させていただきます。24ページをご覧ください。

(3) 病院前救護所に関することをございます。25ページをご覧ください。

令和6年度は2巡目の訓練を5病院で実施し、各訓練における振り返りも実施しました。また、各訓練の実績報告に係る詳細はスライド32～72ページに記載しておりますので、お時間のある時にご確認いただければと思います。26ページをご覧ください。

令和6年度は自主的に2病院で病院企画型の訓練を実施しました。27ページをご覧ください。

2巡目の訓練実施項目について、ご説明します。1例として令和6年度に実施した訓練の被害状況（ライフライン等）を記載しています。「電気は非常用発電機にて対応」、「通信はMCA無線や災害時優先電話のみ使用可能」とするなど、1巡目の訓練よりも厳しい状況下で訓練を実施しました。また、傷病者が殺到した状況を想定して、訓練を実施しました。28ページをご覧ください。

前ページの続きになりますが、発災時に実際に参集する先生方に優先的に参加していただけたかと思えます。また、院内災害対策本部を立ち上げて病院前救護所や市災害医療対策本部との連携を図る訓練も実施し、各病院には院内災害対策本部の必要性等を改めてご認識いただきました。29ページをご覧ください。

その他、地域住民や協力薬局にも訓練にご参加いただいたことで、病院としては、地域とのつながり強化につながるとともに、市民に対して災害時の病院の取り組みや病院

前救護所の体制について、より知っていただく機会となりました。具体的には地域住民が模擬患者として訓練に参加し、実際のトリアージや模擬治療を体験したことで、病院前救護所の各エリアの仕組みや、発災時に負傷した際の病院内での実際の動きをイメージできたのではないかと思います。30ページをご覧ください。

訓練参加者からの主な意見は記載のとおりです。31ページをご覧ください。

以上のような反省を踏まえて、来年度に向けた取り組みについてですが、2巡目の訓練では5病院中4病院で本部を設置しましたが、その中で各病院での本部運営において、必要な情報が集まらないなどの課題がありました。そうしたことから、病院前救護所だけでなく、院内災害対策本部の意思決定内容を含めていただき、機能強化が図れるよう努めていただきたいと思いますと考えております。また、前のスライドで説明しましたとおり、病院前救護所訓練で発災時と異なる場所で各エリアを設置していた病院もあったため、来年度は可能な限り、発災時に実際に使用するエリアを利用して訓練を行いたいと考えております。スライド32から72ページまでは、各訓練の実施内容等について、写真等をまじえて、記載しておりますので、お時間がある時にご覧ください。73ページをご覧ください。

続きまして、船橋市地域災害医療対策会議医療部会の報告についてです。医療部会は今年度7月と12月の2回開催しました。74ページをご覧ください。

災害医療対策本部に関することについては記載のとおりですが、来年度に向けて訓練の際に課題として挙げられていた参集者の把握について、発災時にも連絡が取れるように情報連絡訓練等を行っていききたいとの提案がありました。75ページをご覧ください。

病院前救護所に関することです。今年度の訓練では、医師会以外の先生方にもトリアージ判定やトリアージタグの記載を実施していただいたり、治療エリアのレイアウトを工夫したりして実施しましたが、その内容を踏まえ、役割や参集場所等の調整をしようかどうかとの提案がありました。76ページをご覧ください。

その他として、1点目です。災害時の参集者の把握について各師会ともシステム導入やその他の手法により情報の把握に取り組んでいただいておりますので、どのような情報をどのように把握するかといったことについて共有を行いました。77ページをご覧ください。

また、2点目として9月に政府主催で実施された大規模地震時医療活動訓練の報告も行いました。当該訓練に参加し、DMATを中心とした参加者が、情報共有ツールの使用により同じ情報に基づき現状や課題等についてリアルタイムで共有することが非常に重要であることや、市災害医療対策本部で収集しようとしている内容とDMAT隊が訓練で収集していた内容が同じであり、それぞれの役割を確認し、効率的な活動ができるよう調整する必要があると感じました。議題2の令和6年度の取り組みについてのご説明は以上です。

○鳥海会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。梶原先生、実際に病院前救護所訓練をやられてきて、何かご意見、または提起したいことはございますか。

○梶原副会長

会長ありがとうございます。まずは各病院、病院前救護所訓練を1周半くらい行って、病院の意識が高まったことは良かったと思います。また、実際に訓練を実施したことによって気づき、アップデートできたこともあっていいと思いました。先ほど議題にありましたとおり、情報収集の面で杉山先生に教えていただき、導入した災害時情報共有システムについても、病院だけではなくクリニックや診療所の被害状況がどうであるか確認できますので、そうした情報収集の価値が災害時は重要であることから、この辺のトレーニングを繰り返していくことも必要だと感じました。以上です。

○鳥海会長

令和6年度は船橋市の災害医療対策ハンドブックの作成から災害医療対策本部運営訓練をブラインドで行うなど、災害医療対策本部に関わるのが随分と進んだように思います。一方で先ほど梶原先生がおっしゃられたとおり、病院前救護所訓練は2巡目に入りましたが、訓練を繰り返し行うことが必要ですし、それにより課題も見えてくるといふ循環は良い習慣だと思いますので、今後も訓練で出てきた課題を抽出し、解決していきたいと思っております。また、当院の患者さんに病院前救護所のことを聞いても、全体の1・2割の人しかご存知ないという状況ですので、できる限り広報活動を繰り返していただくことが必要かと思えます。災害対策に終わりが無いということで、引き続き良い対策ができるよう皆で力を合わせて取り組んでいきたいと思えます。それでは、議題3の「令和7年度の取り組みについて」事務局よりご説明をお願いします。

議題3 令和7年度の取り組みについて

○事務局（齋藤健康危機対策課長補佐）

それでは議題3についてご説明させていただきます。スライドは78ページになります。令和7年度の取り組みについて、令和7年度の災害医療対策事業計画と訓練計画についてご説明いたします。まず事業計画についてですが、令和7年度事業計画書（案）に基づいてご説明いたしますので資料5をご覧ください

会議については船橋市地域災害医療対策会議を令和8年3月ごろに1回実施予定でございます。次に医療部会については、7月頃と12月頃を予定してございます。続きまして、災害医療協力病院及び保健所の意見交換会について、時期は未定でございますが、開催したいと考えております。2巡目の訓練を5病院で実施して参りましたが、そ

こでの経験や事前に検討しておくべき事項等について、意見交換会の中で情報交換をした上で、訓練に望めるとより良い成果を生むことができるのではないかと考えておりますので、早い時期に開催をしたいと考えております。

続いて訓練についてでございます。病院前救護所設置、運営訓練については、令和7年10月から令和8年3月頃の間で、病院企画型訓練と市主催型訓練を併せ9回の実施を目指します。災害医療対策本部運営訓練については、1回目を令和7年11月頃に、2回目を令和8年1月頃に開催予定です。

続きまして、主な検討事項についてご説明させていただきます。まず、災害医療対策本部に関することについてでございますが、令和6年度に作成した「船橋市の災害医療対策ハンドブック」に基づいた訓練を実施すること、災害医療対策本部の役割業務について、業務指示カードを作成し、訓練でその効果を検証すること、災害医療対策本部とDMATとの連携についての検討を実施していきたいと思っております。

続きまして、病院前救護所に関することでございます。こちらについては、被害想定等にさらなる負荷を掛けた状況を想定した訓練を実施することや、令和6年度までに実施した訓練でいただいた意見について、マニュアルの変更が必要か検討し、更新を行って参りたいと思っております。

続きまして、復旧期以降の体制に関することについては、能登半島地震の状況や事例を踏まえ、引き続き医療提供体制及び保健活動体制について検討を続けて参ります。

最後に災害医療に係る周知・啓発活動についてですが、本市の災害医療体制や病院前救護所について、市民の方々に知っていただくため、これまでの取り組みを繰り返し行うとともに、新たに周知の機会を増やし、分かりやすい内容や媒体を工夫し、効果的な周知を継続していきたいと考えております。それでは資料1、スライドは80ページをご覧ください。

続いて、(2)災害医療対策本部に関することでございます。まずは①外部からの支援を円滑に受け入れるための体制についてご説明いたします。81ページをご覧ください。

令和6年能登半島地震における外部支援の重要性を再認識し、その調整を担う外部団体調整班を設置し、船橋市の災害医療対策ハンドブックに記載しました。また、能登半島地震では、受援体制が不十分な自治体もあったことから、本市においては、市の受援体制強化のため、DMAT等の支援機関との課題共有をスムーズに行い、受け入れた部隊や物の支援を各関係機関に適切に差配できるように検討を進めたいと思っております。続いて82ページをご覧ください。

②保健医療と福祉の連携についてです。国の通知では、避難所等での要配慮者への対応にあたって、医療分野だけでなく、健康管理に係る保健指導や精神ケアや排せつ介助等の生活面に係る福祉分野での対応も求められるなど、「医療・保健・福祉」の連携を確立すべく、都道府県レベルで保健医療福祉調整本部の設置が示されました。本市には、設置を求められているものではありませんが、災害対応の検討を進めていく上で、そのような連携は重要であると考えため、今後も庁内関係課とともに検討していきます。

83ページをご覧ください。

続いて、③通信インフラの強化についてです。令和7年度には衛星通信機器を導入することを予定しております。まず経緯についてですが、スライドに示されているとおり、大規模災害時は通信サービスが途絶する事態が想定され、実際に能登半島地震では通信サービスの中断が発生したことを国の報告等で確認しております。また、災害医療対策本部を設置する保健所として、災害対応時は災害医療協力病院や東葛南部活動拠点本部にいるDMAT等と連携が不可欠であり、通信インフラの停止により、そうした連携が困難になるため、対策が必要になります。そこで市としては地上の通信インフラが停止しても対応できる衛星回線を用いた機器を令和7年度に導入することとしました。84ページをご覧ください。

導入効果についてですが、まず衛星回線を通じた高速かつ安定したインターネット通信を活用できるようになるため、EMIS等を使用し、正確な情報を各関係機関と迅速に相互共有できるようになります。また、インターネットが高速で使えることの効果として画像や動画による情報伝達も可能となります。85ページをご覧ください。

設置場所についてですが、災害医療対策本部を置く保健福祉センター及び災害拠点病院である市立医療センター、市内9か所の災害医療協力病院の各1台計11か所に設置する予定です。86ページをご覧ください。

スライドにも掲載しておりますが、別添の資料6がより見やすいと思われまので、そちらをご覧ください。災害時の非常通信手段を機能ごとに整理した表になります。表をご覧くださいと分かりますが、令和7年度導入予定の衛星通信機器は他の通信手段と比べてインターネットアクセスに強いという特徴を持ちます。また、音声通話に関しては、スマホ等のアプリを利用した通話が可能となります。これら複数の通信手段を持つことで、強い通信インフラを構築します。次のスライドをご覧ください。

続いて(3)病院前救護所に関することとなります。まず体制面についてです。令和6年度の病院前救護所設置・運営訓練ではすべての訓練で4師会の先生方にトリアージ判定や記録に参加いただきました。医療部会における振り返りでも、医師会以外の先生方もトリアージにかかわるべきとのご提案をいただくなど、役割の調整を行い、それに基づき参集場所を再配置することも必要と考えておりますので、各師会と調整しながら、医療部会で検討し決定してきたいと考えております。また、訓練については、令和7年度は4病院で実施することとなりますが、令和6年度と同様に引き続き院内災害対策本部を立ち上げて病院前救護所と連携する訓練等を実施してきたいと考えております。また、令和7年度導入予定の衛星通信機器を取り入れた訓練も併せて行っていきたいと考えております。病院前救護所訓練自体は年々、着実に訓練項目が充実化しており、レベルアップしておりますので、他病院の皆様にも他の病院がどのような訓練を取り入れているのか等、自院の訓練の参考としていただくよう、見学の促進を積極的に行ってまいります。88ページをご覧ください。

続いて(4)復旧期以降の体制に関することとございます。まずは①保健活動につい

て、ご説明いたします。89ページをご覧ください。

保健活動における課題としましては、保健師の人数が限られており、全ての避難所への巡回が困難であるため、限定されるおそれがあること。そして、82ページのスライドでもご説明しましたが、国から県レベルで保健医療福祉調整本部の設置が求められているとおり、避難所のニーズは医療・保健・福祉分野と多岐にわたっており、それらをどう把握し、支援まで繋げていくかが今後の課題になっていきます。今後の取り組みについてですが、避難所だけでなく、在宅避難者に係るニーズの把握も必要になるため、各関係課と連携しながら協議を重ねて具体的な検討を進めていきたいと考えております。90ページをご覧ください。

②医薬品の供給についてでございます。課題としては復旧期以降の医薬品の供給について慢性疾患の方への対応や、避難所における医薬品の継続的な供給体制を作り、災害関連死等を防ぐことがあげられます。対応として、以前より先生方からご意見を頂いていた部分について、具体的な検討を進めたいと考えております。91ページをご覧ください。

最後に(5)その他についてでございます。①周知・啓発活動については資料2でもご説明しましたとおり、令和6年度も啓発活動の拡大を図りましたが、来年度以降も本市の災害医療体制の周知を行うにあたり、分かりやすい内容や媒体を工夫しながら効果的な周知を継続していきたいと考えております。続いて②一般病院の災害対応機能強化についてですが、発災時には、一般の医療機関に殺到するおそれもあります。そうした際に各病院が対応できるよう千葉県災害医療救護計画に定められた活動等について、適切に備えができていくかを把握していきたいと考えております。最後に③EMIS代替サービスについてですが、令和7年4月よりEMISは新サービスに切り替わります。発災時に混乱しないように周知や訓練を行っていききたいと考えております。議題3の令和7年度の取り組みについてのご説明は以上です。

○鳥海会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。

○颯佐委員

船橋市医師会の颯佐と申します。何度か病院前救護所訓練に参加させていただきましたが、クリニックから参集される先生方は緑エリアに配置されることが多いです。赤や黄色エリアについては、病院の先生方が配置されますが、クリニック等の外部から参集される先生方もそうしたエリアにローテーションで配置されれば、良い経験になると思いますが、いかがでしょうか。

○梶原副会長

災害医療協力病院としては、病院の外である救護所の各エリアまで人のリソースが割

けないため、参集されたクリニックの先生方は緑エリアに徹していただき、院内の赤・黄色エリアは院内の医師等で対応することが望ましいと考えております。クリニック等外部から参集される医師の中で経験豊富な方であれば、赤・黄色エリアに配置されても対応できると思いますが、そうでなければ、かえってそのエリアを混乱させることも考えられますので、立ち位置としては緑エリアを充実させていただきたいと考えております。

○鳥海会長

ありがとうございました。トリアージの必要性が非常に多いフェーズやそれ以降のフェーズについても、有能な開業医も使っていただき、そうした連携を繰り返していければよいなと思っております。先ほどの説明でインフラ対策は具体的に考えれば考えるほど足りないものばかりで大変だと思っておりますが、いわゆる人的インフラについて、例えば、善意の大学生等を活用するためにいろいろな学校等と連携するというようなことをやっていかないと、マンパワーが不足していくのではないかと思います。また引き続き検討していければと思います。

それでは令和7年度の取り組みについては、事務局提案のとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局には引き続き取り組みを進めてもらい、また会議等で報告をお願いしたいと思います。

議題4 その他

○鳥海会長

それでは続きまして、次第の「議題4. その他」に関して、船橋警察署より発災直後における警察での初動や道路通行止め等の道路啓開、災害関連の死亡者の把握について、お話を伺えると聞いておりますので、ご説明をお願いします。

○船橋警察署 石山氏

このような貴重な意見が飛び交う場に参加させていただき、ありがとうございます。委員である船橋警察署警備課長が本日欠席ということで、船橋警察署係長の石山が参加させていただきました。よろしく願いいたします。まず災害発生直後における警察署での初動活動というところでご意見頂きたいと話を頂きましたので、私の方からお話しさせていただきたいと思います。

警察としては、警察署から市にリエゾン（情報連絡要員）、いわゆる市と警察の情報交

換のパイプ役を派遣して市の情報共有を図りたいと考えています。警察には110番通報で多数の情報が寄せられることとなります。それら情報を精査して市と情報共有し、現場にできる限り警察官を派遣して、情報収集あるいは救助活動といった対策を実施していくことになると考えています。私は、令和元年の台風15・19・21号といった非常に大型の台風が多い年に、香取警察署で係員兼災害対策員として、管内の巡回や情報収集、倒木対策等にあたっておりました。署単位の初動としては、そういった情報収集や人命救助というところがメインの活動になります。その後、警察署に集まった情報を本部の方で吸い上げまして、航空隊による情報収集や安否不明者の捜索、自動車警ら隊による被災地域でのパトロールや信号機の滅灯対策、その他、遺体の検視業務や道路状況の情報発信等を行います。これらが警察として初動活動となります。

続きまして、緊急輸送道路についてですが、大規模災害発生時には災害対策を円滑に行うため、緊急通行車両もしくは規制除外車両以外の車両を通行止めして道路を制限することとなります。緊急通行車両とは、指定行政機関の長が指定している緊急車両でありまして、警察に申請していただき通行が可能となります。一方で、規制除外車両というものがありまして、これは、医師の方が乗る車や医薬品を運ぶ車、土木関係等インフラ関連の車両については、事前に申請することにより、緊急輸送道路が指定された際、証明書を提示することによって、道路の通行が可能となります。申請時期については、災害発生後でも受付可能ですが、警察署の機能が著しく低下したり、もしくは数多くの申し込みが殺到して円滑に事務作業が行われないといった可能性がございます。災害発生時に使用する医療関係者の方につきましては、事前に申請していただくことを検討していただければと思います。

最後に、災害に起因する死者の把握についてですが、大規模災害発生時は、警察において遺体の検視業務を行い、医師において遺体の検案業務を行い、災害に直接起因する死であるかどうかを調査しなければなりません。その際、遺体の安置所が多く必要になってくるかと思えます。現在のところ、船橋の総合体育館や夏見にある運動公園の体育館等の計3箇所を市の地域防災計画に基づき、遺体安置所として使用できると聞いております。災害発生時には、この計3箇所の遺体安置所を使用することになりますので、そうした訓練にも取り組んでいきたいと考えております。私からは以上でございます。

○鳥海会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。

○颯佐委員

防災対策委員や各理事の先生方が、規制除外車両の証明書を予め所持できていれば、すぐ災害現場に参集できると思います。そのような仕組みにするために、医師会理事の先生が一括して事前申請し、発災現場に行く意思のある先生方に事前に証明書を配布しておくことはできないのでしょうか。

○鳥海会長

規制除外車両については、先ほど事前申請が可能であると石山様からお話がありましたので、医師会で募ってできるような形にしたいと思います。貴重な意見、ありがとうございます。本当に警察の機能というのは絶対に必要になってくるかと思えますし、船橋市は災害時に拠点となる医療機関の周辺の道路状況は脆弱で、発災時すぐに通行困難となることが予想されますので、患者様や避難者の通行等にも気を遣っていただきたいと思えます。それでは、本日の議題につきましては、全て終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会（檜館健康危機対策課長）

鳥海会長ありがとうございました。皆様ご多忙のところご協議いただきありがとうございました。

冒頭でもお伝えいたしましたが、本日の会議は公開としておりますので、議事録は市のホームページで公開することとなっております。委員の皆様には、まとめ次第、議事録を送付させていただきますので、ご発言の内容のご確認をお願いしたいと存じます。

それでは以上をもちまして、第12回船橋市地域災害医療対策会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会 14時30分